

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、昭和〇年〇月〇日、A会社（以下「会社」という。）に雇用され、昭和〇年〇月までは会社B工場において、ガラスの取上げ業務ほか、ガラス溶解炉の定期修理工事支援等に従事し、同月〇日からは、会社C工場に異動し、検査作業等の業務にも従事していた。

被災者は、平成〇年〇月頃から呼吸困難を自覚し、同月〇日、D医院を受診して「胸膜炎、アスベスト肺疑い」と診断された。また、同年〇月〇日、呼吸困難が増強し、E病院に救急搬送され、そのまま同病院において入院加療していたものの、同年〇月〇日に死亡した。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人及び再審査請求代理人(請求人と再審査請求代理人を併せて、以下「請求人ら」という。)は、被災者の死因である間質性肺炎の増悪は、業務上疾病である石綿肺が原因であり、業務との因果関係がある旨主張しているため、以下検討する。

(2) F医師は、平成○年○月○日付け意見書において、要旨、「被災者の胸部X線写真をじん肺標準X線写真集と比較してみると、少なくともじん肺1型に相当し、平成○年○月○日撮影のものは2型に相当する陰影が存在していると考えた。胸部CT画像は、じん肺所見の有無については参考程度となっているが、びまん性に微細粒状影や小輪状影が存在し、胸膜プラークも疑われる所見もあることから、石綿肺に罹患している可能性が示唆された。長年の粉じんばく露歴があり、胸部レントゲン写真や胸部CT画像でじん肺(石綿肺)と判断すべき陰影が存在する場合、当然、じん肺と診断されるべきである。被災者の胸部レントゲン写真や胸部CT画像の所見は、じん肺に罹患を示唆するものであり、参考として提示された被災者の最終剖検診断でも『石綿肺の疑い』とあるように、被災者はじん肺(石綿肺)に罹患していたものとする。」と述べている。

さらに、G医師は、平成○年○月○日付け意見書において、要旨、「平成○年○月○日に撮影された胸部X線写真で両側下肺野中心にPR1型相当の不整形陰影を認め、左中肺野で第5肋骨上縁に帯状陰影を認める。この陰影は臨床的に胸膜プラークを診断できる所見である。E病院の病理解剖所見でも胸膜プラークは認められており、調査官意見による胸膜プラークは認められないとの

表現は誤りである。被災者については、1 / 1 相当の不整形陰影を両下肺野中心に認められ、職歴と胸膜プラークの存在と併せて石綿肺であるとの診断が妥当であると考える。」と述べている。

以上のとおり、両医師は、被災者には、1 型以上の異常陰影及び胸膜プラークの存在が画像上認められ、作業履歴からみて、石綿肺の所見を認める旨を述べている。

(3) 一方で、H医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「画像上粒状陰影を認められないことより、ガラスを製造する工程における原料を混合する場所における作業又は原料若しくは調合物を溶鉱炉に投げ入れる作業によるじん肺には該当しない。不整形陰影は2 / 2 相当であるが、石綿肺とは異なる上葉優位な不整形陰影であり、平成〇年の画像は0 / 1 であり、通常石綿肺の緩徐な進行経過とは異なる。更に剖検肺の石綿線維数が〇本/gと石綿の職業性ばく露を示す値には至らず、石綿肺と断定する根拠はない。」と述べている。

また、石綿確定診断委員会は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「平成〇年〇月〇日の胸部単純写真では、明らかな胸膜プラーク及び石綿肺の所見を認めない。同年〇月〇日のCTでは、明らかな胸膜プラークを認めない。両側肺線維化所見を認める。石綿肺に特徴とされる、胸膜直下の粒状影や線状影は認められなかった。また、同年〇月〇日の胸部画像では両肺に急性増悪と思われる牽引性気管支拡張を伴った広範囲のすりガラス陰影を認める。解剖標本を再薄切りして鏡検したところ、胸膜直下の肺胞の虚脱と弾力線維の凝集、膠原線維の増生を認める。肺尖の病変なのでapical capと診断する。胸膜の肥厚、細気管支周囲の線維化及び石綿小体は見られず、石綿肺は認めない。以上の剖検所見及び石綿小体の計測結果からは、石綿肺を発症させる程度と考えられる石綿吸入の証拠はなく、線維化病変（石綿肺）も指摘できない。」と述べている。

以上のとおり、H医師及び石綿確定診断委員会は、被災者には、石綿肺に特徴とされる異常陰影、明らかな胸膜プラーク及び胸膜直下の粒状影・線状影の存在が認められないとして、被災者は石綿肺に罹患してはいない旨の意見を述べている。

(4) 当審査会においては、請求人らから提出された画像を始めとする一件記録を

精査したが、H医師及び石綿確定診断委員会の意見と同様に、請求人に明らかな胸膜プラークの存在等は確認できなかった。

なお、当審査会は、石綿確定診断委員会の診断は、E病院から提出された解剖標本を再薄切りして鏡検していることから、その確度は高いものとする。

(5) 以上のことから、当審査会としては、H医師及び石綿確定診断委員会の意見は妥当であり、被災者は石綿肺に罹患していたとは認められないものと判断する。

(6) 次に被災者のじん肺症及びその合併症について検討したところ、当審査会としては、被災者の粉じん作業従事歴について精査する必要があると判断したため、会社に対して被災者の作業内容等について確認したところ、以下のとおりの回答を得た。

「

平成〇年〇月〇日

A会社〇事業所

1. B工場勤務時（昭和〇年〇月〇日～昭和〇年〇月〇日）

既にご報告の通り、I係、J課、K課、L課（〇〇）に在籍しました。業務としては、窯から流れてくるガラスを取り上げ検査し、検査終了後に所定のところへ持っていく作業が中心でした。

ガラス溶解窯は経年劣化するので、定期的に修繕を行う必要があります（定修と呼んでいます）。

この定修支援が、じん肺法施行規則第2条に定める粉じん作業の「耐火物を用いて窯、炉等を築造し、若しくは修理し、又は耐火物を用いた窯、炉等を解体し、若しくは破砕する作業」に相当します。

被災者様が在籍されていた昭和〇年から昭和〇年にかけては、定修が〇の窯で、約〇年に〇回、合計〇回ありました。1回の定修は約〇か月です。定修は「〇」が行いますが、「J課」は、手が空いた時に応援に行きました。被災者様も溶解窯の定修時には応援に行きました（その他の粉じん作業はありません）。

しかし、常時従事性を判断する材料はありません。また、同じ職場にいた方、「〇」に在籍していた方で、じん肺管理区分が、管理2、管理3イ、管理3ロおよび管理4と判定された方はこれまでにはいません。

2. C工場勤務時（昭和〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日） 既にご報告の

通り、M課、N課、M課、O課に勤務しました。O課にて、〇〇ラインに勤務した際（昭和〇年～平成〇年〇月〇日）、月に〇回、〇日間程度、生産ラインを停止し、ラインのメンテナンス作業を実施していました。

その際、

- ・地下ピットのカレットゴンドラ（地上階のラインで割れたガラスを集積）の交換作業、周辺のガラス粉体の清掃作業を最大で月〇回、〇日程度、
- ・強化炉の床面（ガラス粉じんあり）の清掃作業を最長でも月〇回、〇日程度

を実施していました。

ただし、上記作業はじん肺法施行規則別表に当てはまる作業とは考えていません。また、作業頻度から常時性があるとは考えていません。

この他、C工場在籍時に、常時粉じん作業があったことは確認していません。

3. その他

弊社は、OB社員に対して弊社が自主健診として実施するじん肺健康診断の受診を勧めています。被災者様が受診された最後のじん肺健診は、平成〇年〇月〇日ですが、このときの結果では管理1となっております。（資料添付いたします）。

(7) 上記(6)のとおり、被災者は、B工場勤務時において、ガラス溶解窯の定期的な修繕を行っていたことから、当審査会としても、当該作業はじん肺法施行規則第2条に定める粉じん作業のうち、「耐火物を用いて窯、炉等を築造し、若しくは修理し、又は耐火物を用いた窯、炉等を解体し、若しくは破砕する作業」に該当するものと判断する。

しかしながら、当該作業は、およそ〇年に〇度程度行われるものであり、さらに、被災者は当該作業について他課からの応援として手の空いたときに従事していたものであることから、常時従事していたものとは認められないことは明らかである。

被災者の粉じん作業については、当該作業以外には認められないことから、当審査会としては、被災者は粉じん作業に常時従事している者とは認められないものと判断する。

よって、被災者のじん肺症及びその合併症については、その発症の有無を確

認するまでもなく、業務によるものとは認められないものと判断する。

(8) 以上のことから、当審査会としては、被災者が石綿肺にり患していたとは認められず、また、粉じん作業に常時従事していた事実も認められないことから、じん肺症及びその合併症を発症していた可能性は極めて低く、さらに、被災者の退職後のじん肺管理区分は管理1であることから、被災者がじん肺症及びその合併症により、間質性肺炎を発症した可能性も極めて低いものと判断する。

(9) そのほか、請求人らの主張及び審査資料について改めて子細に検討したが、上記判断を左右するものは見いだすことはできなかった。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。